

飯島賢二の

## やさしく解決！ 難問道場

第26回



株式会社 飯島 綜研 代表取締役 飯島 賢二

**Q** 交際費5000円基準について具体的な事例で教えてください。

A

交際費課税は1954年の制度創設以来、一貫して強化され、1979年度の税制改正により原則として全額が損金不参入となりました（中小企業は例外）。これ

に対し産業界から猛反発があり、2002年度の税制改正により定額基礎控除が400万円に統一され、さらに翌2003年度の改正で損金割合が20%から10%に縮小されました。そして今回の改正では、飲食費について交際費等の範囲と金額基準が明確になりました。いわゆる5000円基準です。その骨子については前回でも書いたのご参照いただくとして、今回は「交際費、こんな時どう判断する？」という具体例をご紹介します。

従来は「酒類は概ねビール1本程度、あるいは金額的には大体3000円程度」が交際費として容認するか否かの境目でした。今後は何杯飲んでも5000円以下という金額基準で判断します。注意したいのは、ちょっと豪勢に一人1万円になった場合、5000円を超えた部分という判断はせず全額が交際費となり、10%が損金不参入となります。

「一軒じゃ物足りない呑ん兵衛、一次会の費用が一人4500円、二次会の費用が一人3000円、両方で5000円を超えてしまった」という場合、一人当たりの金額はあくまで支払った相手ごとに

判断します。従って、一次会費用、二次会費用とも交際費等から除外されることとなります。

ところがゴルフ好きは要注意です。得意先をゴルフ接待し、プレー費が一人5000円、その場でのパーティ代が一人4500円なんて場合、飲食費用のパーティ代は交際費から除外されると思いきや、これが「そうは問屋が御さない」なのです。パーティはゴルフ接待の一連の行為とみなされ除外されず、9500円全額が交際費等として認定されてしまいます。

ちょっとややこしい判断例です。税抜き経理を採用している会社においては、接待費用が税込みで一人当たり5200円となった場合どうするか？ 税込み5200円を税抜き計算すると4952円になるのでこの場合は交際費等から除外されます。5000円以下の判定は、会社が採用している消費税の経理処理の区分に従って、税込み、または税抜きで行うことになっています。

また、「台湾出張で取引先と会食をした」など良くあることかもしれません。5000円基準は国内、海外の制限はないことになっていますので、当然、海外での飲食も5000円までは交際費等から除外されます。ただしこの場合の外貨換算方式は、原則として飲食した日の電信売買相場の仲値を使用することになっているので注意してください。

**「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」**

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

**IKG 株式会社 飯島 綜研**

代表取締役社長 飯島 賢二  
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市問屋町2-4-18 ソシオ熊谷情報センター2F TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197  
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>